

課外活動団体 御中

課外活動団体顧問・監督 各位

学生支援センター

所長 宇野 文夫

緊急事態宣言延長に伴う課外活動について

〔適用期間 2021年2月8日～3月7日〕

兵庫県下の緊急事態宣言が延長されたことに鑑み、緊急事態宣言適用期間中の課外活動は、オンライン活動を除き、原則として禁止とします。ただし、以下(1)対象団体については、感染防止を徹底することを前提に一部の活動(大学が制限した活動)を許可します。活動の再開を希望する団体は、学生支援センターに「緊急事態宣言下における課外活動再開許可申請書」を提出し、許可を得た上で活動を再開してください。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、課外活動を行う学生一人一人が適切な行動を取るよう徹底していただくことを強く要請いたします。なお、新型コロナウイルス感染状況、および政府等からの通知によっては、制限内容を強化したり期間を延長したりする場合があります。

緊急事態宣言の発出に伴う課外活動について

項目	緊急事態宣言適用期間 (2月8日～3月7日)
(1) 対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下いずれかの団体 <ul style="list-style-type: none"> ①特別強化・強化・育成クラブ ②2021年4月7日までに公式戦を控えている団体 ※活動再開を希望する団体は学生支援センターに「緊急事態宣言下における課外活動再開許可申請書」、「部員名簿〔緊急事態宣言下における許可申請〕」を提出すること。 ※緊急事態宣言〔2021年1月14日～2月7日〕に活動再開許可を受けた団体からの再申請は不要。
(2) 通常の活動および練習について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内施設での練習に限る。 ※学外での練習、練習試合および合同練習は禁止する。 ※活動施設が学内にない団体はその限りでない。 ・ 活動時間を7:00～18:00までとする。 ※18時には施設を退出すること。
(3) 練習内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練習メニューの再考 感染リスクの高い以下の活動を避けた練習を行う <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生同士が組み合うことが主体となる活動 2. 身体接触を伴う活動 3. 大きな発声や激しい呼気を伴う活動
(4) 公式戦への参加について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月7日までの公式戦(本戦・予選)の参加を認める。 ・ 本学施設を使用しての公式戦(本戦・予選)は禁止する。
(5) 顧問監督等の視察について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止する。
(6) 総合型地域スポーツ・文化クラブの実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催を停止する。 ・ 開催申請の新規受付を停止する。
(7) 指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面談等実施を禁止する。

以上